

維持管理に関する事項

－ 旧大隈重信別邸・旧古河別邸 －

本邸園の敷地は、国が邸宅及び庭園等の中核的な区域を整備し、大磯町が特別緑地保全地区及びその周辺の区域における緑地等を保全・整備することから、国と大磯町が適切な役割分担のもとで緊密に連携し、一体的な維持管理及び運営を行う。

敷地内に新設する特別緑地保全地区内の四阿を除く建造物は、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所が所管する。

また、本邸園の日常管理に当たっては、今後、大磯町と連携した運営維持管理体制を検討する。なお、神奈川県との連携のもと、最寄りにある神奈川県立大磯城山公園旧吉田茂邸など地域の観光資源との広域的な周遊観光ネットワーク形成を目指す。

建物とその周辺は、関係法令等に基づき、常に適切かつ良好な状態で管理する。適切な維持管理のために日常点検を行う。

1. 安全上支障がないことを確認するために行う調査

建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行う調査の項目及びその概要を表1に示す。

表1 調査項目と概要

部 位	調査概要
雨落ち、犬走り	・雨落ち及び縁石のズレ・犬走りの亀裂等の点検 (地盤変異等の早期発見) ※進行性のある亀裂は経過観察
基礎	・礎石等の不同沈下等の点検 (不同沈下の早期発見)
軸組	・蟻害の有無の点検 ・部材の腐朽や割れの点検
床下	・蟻害の有無の点検 ・動物の侵入の有無の点検 (進入防止銅製亀甲網の破れ等)
壁、天井	・漆喰面の亀裂の点検 (崩落、剥離等への留意) ・汚れ、剥離の点検 ・板壁 (下見板等)、天井板等の割れ、ズレ等の点検
土間	・亀裂、剥離、欠損の点検 ・乾湿の調整 (通風の確保)
床	・傷、磨耗の点検
屋根	・雨漏れの点検

建具	・開閉、金具等の点検、手入れ（敷居溝への施蠟等）
設備	・消防用設備等の点検（法定点検含む）

2. 維持管理の報告

「保存建築物」の保存・活用にあたっては、「保存活用計画」に基づき維持管理をす
るとともに、定期的に状況調査を行い、大磯町長に結果を報告する。